

学習指導要領とその解説に見られる「資料」の種類

学校図書館・公共図書館による学校教育支援の検討

Identification of library material listed in the Courses of Study

A study of school library and public library support for school education

庭井 史絵／野末 俊比古

Fumie NIWAI / Toshihiko NOZUE

1. はじめに

本稿は、青山学院大学教育人間科学研究所における2022年度プロジェクト研究「学校教育で活用される情報資源に対する図書館サービスの現状～アフターコロナの学校図書館・公共図書館による学習支援の検討」について報告すると共に、本研究の背景となる「学校教育に必要な資料」の多様性を明らかにすることを目的としている。

新学習指導要領が本格実施となり、高等学校での「総合的な探究の時間」や各教科の探究学習（古典探究や日本史探究，理数探究など）において，教科書以外のさまざまな資料・情報が必要とされている。一方，GIGAスクール構想の元で，小中学校での1人1台端末と高速通信ネットワーク環境が普及し，児童生徒の情報利用の仕方は大きく変化しつつある。つまり，教員が授業の中で利用する資料，小中高校生が学習の過程で必要とする資料は多様化し，学校内外のさまざまな情報資源へのアクセスが活発化していると言える。

学校図書館や公共図書館の中には，2020年度以降のコロナ禍による一時休館やサービス縮小という経験を生かしながら，電子書籍やオンラインデータベースの導入，ICTを活用した非来館型サービスの構築をすすめ，教職員による教育活動や，児童生徒の学習活動・読書活動に対する新しい資料提供のあり方を模索しているところもある。しかし全体的に見れば，最近の学校教育の変化，教授と学習における情報環境の変化に十分対応できているとは言えない。その結果，教育の情報化が進展する中で，相変わらず「図書」を提供する役割だけが期待され続けているという課題が指摘されている¹⁾。

本プロジェクト研究は，教職員，または児童生徒が，教授や学習の過程で必要とする資料（情報資源）の種類や内容を把握した上で，学校図書館や公共図書館による資料提供の現状について検討し，その課題を明らかにすることを目的としている。具体的には，まず，学習指導要領とその解説，

教科書、教師用指導書の分析を行い、次に、学校図書館と公共図書館による資料提供について、文献調査、聴取調査、アンケート調査を組み合わせ、検討を行った。本稿では、学習指導要領とその解説の記述から明らかになった「学校教育に必要な資料」の多様性に焦点を合わせて報告する。

2. 学校図書館による資料の提供

学校図書館は、学校がその目的を実現するために必要な設備のひとつであり（学校教育法施行規則第一条）、すべての小中高等学校に設置が義務付けられている²⁾。「学校図書館法」（1954年）によると、学校図書館が果たすべき役割の一つに、「図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること」（第四条）があるが、ここでいう「図書館資料」とは、以下に示すように「学校教育に必要な資料」であると定義されている（第二条）。

この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。（下線は筆者による）³⁾

すなわち、教職員が授業の中で利用する資料や、児童生徒が学習の過程で必要とする資料は、すべて「図書館資料」であり、これらを広く収集し、的確に提供することが学校図書館の役割なのである。

この「図書館資料」が「図書」だけを指すのではないということは、文部科学省が策定した「学校図書館ガイドライン」（2016年）でも確認することができる。

（5）学校図書館における図書館資料

学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。⁴⁾

特に、新聞、電子資料、教育的ニーズに対応した資料については、以下のように、その収集と提供の重要性が強調されている。

- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジター図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。(下線は筆者による)⁵⁾

しかし、文部科学省による「学校図書館の現状に関する調査(令和2年度)」を見ると、図書以外の資料を所蔵している学校の割合は、新聞が小学校56.9%、中学校56.8%、高等学校95.1%、外国語資料が同67.0%、69.7%、66.1%とそれぞれ全体の半数を超えているが、それ以外の資料、例えば電子書籍は同0.2%、0.3%、1.4%、映像資料が同12.0%、15.3%、44.6%と限定的であることが分かる(表1)。

表1 学校におけるさまざまな資料の整備状況

	電子書籍	新聞	映像資料	外国語 図書	点字図書	大活字 図書	録音図書	DAISY 図書	LLブック
小学校	0.2%	56.9%	12.0%	67.0%	42.5%	15.5%	5.2%	1.3%	6.2%
中学校	0.3%	56.8%	15.3%	69.7%	19.6%	16.5%	5.7%	1.0%	4.0%
高等学校	1.4%	95.1%	44.6%	66.1%	12.3%	8.7%	10.9%	0.6%	2.2%

出典：文部科学省「令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について(概要)」2021.⁶⁾より作成

また、学校図書館にインターネット等の電子メディアが利用できる環境が整っているかどうかを確認すると、館内に情報メディア機器が整備されている学校は、小学校8.3%、中学校10.4%、高等学校44.6%、無線LANが整備されている学校は、小学校34.6%、中学校35.0%、高等学校28.0%にとどまっている。本データは2020年5月1日時点のものであり、GIGAスクール構想による高速通信ネットワークの整備がすすんだ現在では改善が期待される場所であるが、図書など印刷メディア以外を利用するための環境づくりは遅れていると言える。

3. 公共図書館による学校教育支援

学校図書館の一枚当たりの平均蔵書冊数は、小学校9,379冊、中学校11,071冊、高等学校24,205冊であることから⁷⁾、学校教育に必要な資料をすべて学校図書館が所蔵し、提供することは難しい。そのため、学校図書館法に「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること」(第四条)とあるように、図書館や他の社会教育施設との連携が必要とされている。また、学習指導要領にも「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」(小学校総則)、「学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること」(同社会)⁸⁾といった記述があり、地域の公共図書館や他の社会教育施設を活用して必要な資料を入手し、利用することが想定されている。

公共図書館の側から見ても、学校や学校図書館への資料提供は、図書館の基本的サービスの一つとなっている。例えば、図書館法第3条「図書館奉仕」には、公共図書館は「他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」⁹⁾(下線は筆者による)という項目があり、学校図書館と協力することが求められている。また、文部科学省による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2012年)にも「図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする」¹⁰⁾(下線は筆者による)と記されている。

実際、前述した「学校図書館の現状に関する調査(令和2年度)」によると、公共図書館と連携していると回答した学校図書館は、小学校86.0%、中学校65.4%、高等学校54.5%であり、特別支援学校や義務教育学校、中等教育学校の図書館も含めると全体の73.7%になっている。連携の内容としては、公共図書館から学校図書館への資料の貸出が93.2%と大半を占めており、資料を提供するための体制は整っていると言える¹¹⁾。

また、地方自治体によっては、学校図書館支援センターが公立図書館と学校図書館をつなぐ役割を果たしているところもある。文部科学省は、学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業(1995～2000年度)、学校図書館資源共有型モデル地域事業(2001～2003年度)、学校図書館資源共有ネットワーク推進事業(2004～2006年度)、学校図書館支援センター推進事業(2006～2008年度)を実施し、学校図書館のネットワーク化や蔵書の共有、公立図書館と学校図書館の連携を推進してきた。特に「学校図書館支援センター推進事業」では、59のモデル地域を指定し、教育センターや公立図書館の中に学校図書館支援センターを置いて、学校図書館同士、あるいは学校図書館と公立図書館の連携、学校図書館の地域開放、学校司書の研修等が行われた。

公共図書館にとって学校は、サービスを提供している地域の施設であり、児童生徒や教職員は一図書館利用者であると言えるが、制度的にも、学校教育への支援は、図書館が提供するサービスの一つと位置付けられているのである。

4. 学校教育に必要な「資料」

2章と3章で述べたように、学校図書館や公共図書館は、学校教育で必要とされる資料を収集し、児童生徒や教職員に提供することによって、学校の教育活動を支援する役割を有している。しかし、学校図書館や公共図書館が実際にどのような資料を提供しているのか、児童生徒や教職員のニーズに対応できているのか、すなわち「学校教育に必要な資料」を提供できているのかどうかは、専門誌やデータベースに掲載されている実践事例、あるいは、公開されているレファレンスサービスの記録などによって、その一端を知ることができるものの¹²⁾、全体像を把握して課題を検討することは難しい。

そこで本研究では、まず、学習指導要領とその解説、教科書、教師用指導書の記述を分析することによって、「学校教育に必要な資料」とは何であるかを明らかにすることを試みた。次に、学校図書館と公共図書館による資料提供の現状について、文献調査、聴取調査、アンケート調査を組み合わせ分析し、必要とされる資料と図書館サービスの実態を比較することによって、両図書館による学校教育支援のあり方を検討した。本章では、学習指導要領とその解説に見られる「資料」の種類を整理した結果について述べる。

まず、2016年から2017年にかけて改訂され、2020年から順次実施されている小学校、中学校、高等学校の学習指導要領から、「資料」という語をすべて抽出した。また、一般的に、資料の種類を指すと思われる語（図書、新聞など）、さらに「学校図書館法」と「学校図書館ガイドライン」に示された「図書館資料」に含まれる語も抽出した。次に、学習指導要領解説の対応箇所、これらの「資料」の説明にあたる部分を確認し、「資料」の種類や内容、利用の目的についての記述を抽出した。尚、この作業で「資料」に関する語を抽出した資料は以下のとおりである。

- 1) 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）
- 2) 小学校学習指導要領解説（総則、国語、社会、算数、理科、家庭科、外国語）
- 3) 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）
- 4) 中学校学習指導要領解説（総則、国語、社会、理科、技術・家庭、美術、外国語）
- 5) 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）
- 6) 高等学校学習指導要領解説（総則、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語、農業、工業、美術、英語）

以上の方法で収集した語句に対し、必要に応じて統制されたキーワードを付与した上で、データの別を表す語、メディアの別を表す語、資料の種類を表す語に整理した。また、資料の種類については、より下位のカテゴリーを作成し分類した。

まず、「資料」に含まれるデータの種類を示す語としては、以下の5つが挙げられる。

- テキスト
- 画像
- 映像
- 音声（口述記録含む）
- 数値

また、それぞれの「資料」は、形態に応じて以下の4つのメディアに分類することができる。

- 印刷メディア
- 視聴覚メディア（CD、DVD、ビデオ、テレビなど）
- 電子メディア（インターネット、ウェブサイトなど）
- その他（実物、模型など）

学習指導要領や学習指導要領解説に見られる「資料」には、表2に整理したように、さまざまな種類があるが、その形態は様々ではない。例を挙げると、地図は、地図帳（図書）、一枚ものの地図、立体地図、地球儀、デジタルと多様な形態で取り上げられている。一方、図書にも紙の本と電子書籍の両方があるが、学習指導要領では「電子書籍」の語は用いられておらず、「デジタル化された資料」という表現が、これに代替する可能性がある。

表2 学習指導要領・学習指導要領解説に見られる「資料」の種類

カテゴリー	資料の種類
図書	本、参考図書、絵本、観賞用図書
新聞	
雑誌	
パンフレット	
ポスター	
地図	地球儀、市街図、道路地図、鉄道路線図、観光案内図、地質図、地形図、立体地図
図や絵	絵画、絵図、イラスト、挿絵、図版
写真	空中写真、景観写真、衛星画像
実用的な資料	広告、チラシ、公示、通達、法令、契約書、行政機関からのお知らせ、取扱説明書
その他	絵巻物、立体模型
参考図書	辞書、事典、百科事典、図鑑、統計（e-Stat）、年鑑、年表、白書
地域資料	公文書、市町村史、市町村要覧
歴史資料	検地帳、宗門人別帳、地割、文書（もんじょ）
ジャンル	文学（紀行文、旅行記、軍記物語、詩、小説、随筆、短歌、俳句）、伝記、経典、神話、昔話、伝承、歴史書、手紙、日記、書簡、論説、報道記事（ニュース）
個別タイトル	古事記、信貴山縁起絵巻、日本書紀、風土記、北斎漫画、鳥獣人物戯画卷
その他	英語で書かれた資料

表2では、「資料」の種類に焦点を合わせて整理したが、学習指導要領解説には、「資料」を使う目的に関する記述も多い。例えば、「交通と貿易，産業と人口，権利意識と政治参加や国民の義務，学校教育，労働と家族，移民などに関する資料」（高等学校社会）、「地球環境の変化に関する資料」（高等学校理科）、「身近な物の選び方，買い方を理解し，購入するために必要な情報」（中学校技術・家庭科）などで，これらについては，特定の資料が例示されているわけではない。このことから，学習指導要領を使って「学校教育に必要な資料」を把握するためには，資料の種類だけではなく，「このような情報を入手するにはどのような資料が利用できるか」という観点から，必要とされる「資料」の例を挙げ，整理する必要がある。

5. おわりに

学習指導要領とその解説を用いて，「学校教育に必要な資料」を整理した結果，多様な形態と内容の「資料」を抽出することができた。これらは，学校図書館や公共図書館が，教職員や児童生徒に提供すべき資料の一覧として有益であるが，資料を使う目的の説明だけで具体的な資料が例示されていないものについては，調べたい内容に対応する資料を挙げ，ニーズを反映したリストに更新することが必要である。

本研究では，この資料の一覧を参照しながら，学校図書館担当者と公共図書館の学校支援担当者に対するインタビュー調査，学校図書館支援センターへのアンケート調査を行い，資料ニーズと資料提供にギャップがあるかどうか分析し，図書館による学校教育支援について検討した。それについては，稿を改めることとする。

【注・引用文献】

- 1) 鎌田和宏「今日教育課題と学校図書館－教科書のない教科横断的な学びを实践するために（特集：さまざまな教育課題と学校図書館）『学校図書館』no.867, 2023, p.16-19.
- 2) 「学校教育法施行規則」<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>, (参照2023.10.30).
- 3) 「学校図書館法」<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328AC1000000185>, (参照2023.10.30).
- 4) 文部科学省「学校図書館ガイドライン」2016.11.29.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm, (参照2023.10.30).
- 5) 前掲4)
- 6) 文部科学省「令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について」2022.1.24.
https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_chisui01-000016869-1.pdf, (参照2023.10.30).
- 7) 前掲5)
- 8) 文部省「小学校学習指導要領」2017.3.
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf, (参照2023.10.30).

- 9) 「図書館法」 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000118>, (参照2023.10.30).
- 10) 文部科学省「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」2012.12.19.
<https://www.jcb.co.jp/processing/share/wareki.html>, (参照2023.10.30).
- 11) 前掲5)
- 12) 例えば, 全国学校図書館協議会が発行する『学校図書館』誌や, 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会による「授業に役立つ学校図書館活用データベース」(<https://www2.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/>), 国立国会図書館による「レファレンス協同データベース」(<https://crd.ndl.go.jp/reference/>) など。